

公立大学法人和歌山県立医科大学職員研修規程

制 定 平成 19 年 11 月 15 日和医大規程第 92 号

最終改正 令和 2 年 4 月 1 日和医大規程第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則(平成18年和医大規則第 5 号。以下「就業規則」という。)第41条の規定に基づき公立大学法人和歌山県立医科大学に勤務する職員(就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下「職員」という。)の研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の目的)

第 2 条 研修は、職員に対して、現在就いている職又は将来就くことが予想される職に係る職務の遂行に必要な知識、技能等を修得させることにより、その職務の遂行に必要な職員の能力、資質等の向上を図ることを目的とする。

(法人の責務等)

第 3 条 法人は、前条の目的を達成するため、研修計画を策定し、その研修計画に基づく研修の実施に努めることにより、職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

2 法人は、前項の研修計画を策定し、研修を実施するに当たっては、職員の自己啓発に向けた意欲を發揮させるように配慮しなければならない。

3 法人は、必要と認めるときは、他の機関と共同又は他の機関に委託して研修を行うことができるものとする。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、その職責を遂行するために、絶えず自己啓発と資質向上に努めるものとする。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等を習得するために実施される各種の研修の受講を命じられた場合には、これを受講しなければならない。

(執務を通じての研修)

第 5 条 法人は、職員の監督者に、職員に対し日常の執務を通じて必要な研修を行わせるものとする。

2 職員の監督者は、前項の研修の充実に努めなければならない。

(執務を離れての研修)

第 6 条 法人は、必要と認めるときは、職員に日常の執務を離れて、専ら研修を受けることを命ずることができる。

2 職員は、正当な理由がないときは、前項に規定する研修を受けなければならない。

(執務を離れて研修を受ける職員の責務)

第 7 条 前条に規定する研修を受ける職員は、当該研修の実施に当たる機関等が定める研

修の効果的実施のために必要と認められる規律その他の定めに従わなければならない。

(教員の研修)

第8条 就業規則第2条第2項に規定する教員（教授、准教授、講師及び助教をいう。）は、授業に支障のない限り、理事長の承認を受けて、教育又は研究のために勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(研修の計画的推進)

第9条 事務局長は、毎年度、職員研修実施計画を作成しなければならない。ただし、所属が行う研修については、この限りではない。

(研修効果の把握及び研修の記録)

第10条 法人は、研修を実施したときは、研修計画の改善、職員の活用その他の人事管理に資するため、その効果の把握に努めるとともに、人事記録へ記載しなければならない。

2 前項に規定する人事記録への記載は、20時間又は3日を超えて行われた研修とする。

(限定業務職員への準用)

第11条 この規程は、第8条の規定を除き、公立大学法人和歌山県立医科大学限定業務職員就業規則(令和2年和医大規則第1号)第2条に定める限定業務職員に準用する。この場合において、この規程の規定中「職員」とあるのは「限定業務職員」と読み替えるものとする。

(短時間雇用職員への準用)

第12条 この規程は、第8条の規定を除き、公立大学法人和歌山県立医科大学短時間雇用職員就業規則(令和2年和医大規則第2号)第2条に定める短時間雇用職員に準用する。この場合において、この規程の規定中「職員」とあるのは「短時間雇用職員」と読み替えるものとする。

(準職員への準用)

第13条 この規程は、第8条の規程を除き、公立大学法人和歌山県立医科大学準職員就業規則(平成18年和医大規則第6号)第2条に定める準職員に準用する。この場合において、この規程の規定中「職員」とあるのは「準職員」と読み替えるものとする。

(臨時職員への準用)

第14条 この規程は、第8条の規定を除き、公立大学法人和歌山県立医科大学臨時職員就業規則(平成18年和医大規則第7号)第2条に定める臨時職員に準用する。この場合において、この規程の規定中「職員」とあるのは「臨時職員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。